

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アルジェリア	漁業養殖技術学院訓練機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とアルジェリア民主人民共和国政府との間の交換公文	漁業養殖技術学院訓練機材整備計画に必要な 1. 機材及びその運送に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	106,000 千円 H19. 3.18まで	H18. 3.19 アルジェ で (同日)	日本側 清水訓夫在アルジ エリヤ大使 アルジェリア側 イスマイ ル・ミムーン漁業大臣	H18. 4. 3 178号
アルジェリア	漁業養殖技術学院訓練機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とアルジェリア民主人民共和国政府との間の交換公文	漁業養殖技術学院訓練機材整備計画に必要な役務の供与 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	488,000 千円 H19. 3.31まで	H18. 6.10 アルジェ で (同日)	日本側 エリアア側 イスマイ ル・ミムーン漁業大臣	H18. 6.27 369号
アルジェリア	アルジェリア国立図書館移動図書館車整備計画に関する日本国政府とアルジェリア民主人民共和国政府との間の交換公文	アルジェリア国立図書館移動図書館車整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	77,000 千円 H19. 3.31まで	H18. 7. 3 アルジェ で (同日)	日本側 清水訓夫在アルジ エリヤ大使 アルジェリア側 ハリダ・ トウミ文化大臣	H18. 7.13 418号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。